【特定生産緑地の指定申出にあたっての注意事項】

１．申出書は、下表にある指定の受付期間までの間に、奈良市都市計画課へご提出ください。
（申出者は土地所有者が原則です。）

生産緑地地区の 都市計画決定の日	指定の期限（申出基準日）	指定の受付期間
１９９２年１２月２５日 （平成４年）	２０２２年１２月２５日 （令和４年）	２０１９年８月～２０２２年３月末まで （令和元年）　　（令和４年）
１９９３年１０月２５日 （平成５年）	２０２３年１０月２５日 （令和５年）	２０２０年４月～２０２３年１月末まで （令和２年）　　（令和５年）
１９９４年１１月　１日 （平成６年）	２０２４年１１月　１日 （令和６年）	２０２１年４月～２０２４年２月末まで （令和３年）　　（令和６年）
１９９５年１０月２０日 （平成７年）	２０２５年１０月２０日 （令和７年）	２０２２年４月～２０２５年１月末まで （令和４年）　　（令和７年）
以降同様	―	―

２．申出書を提出する段階で、関係権利者全員の同意の有無を確認しておいてください。

３．申出書を提出された以降に、申出された土地（以下、「申出地」といいます。）について、相続又は遺贈が生じた場合には、下記までご連絡願います。

４．土地の一部分を指定する場合は、原則、分筆が必要です。なお、分筆には時間を要すると思われますので、事前に下記までご相談ください。

５．今回、申出をされても耕作状況などが確認できない等により、特定生産緑地に指定されない場合があります。

６．その他、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。
お問い合わせ先：奈良市 都市整備部　都市計画課　電話：０７４２－３４－４７４８
（ダイヤルイン）

≪特定生産緑地の申出地の関係権利者全員の同意書等の提出時期について≫

今回の指定申出を受けて、奈良市が現地調査等の事前審査を行います。
特定生産緑地に指定されることが認められたものについては、後日市より、申出書を提出された方に対して、申出地の関係権利者全員（申出者（所有権）を含む。）の**同意書等の提出**をお願いすることになります。同意書等の提出のお願いは、現地調査等が終了し次第、再度郵送によりお知らせさせて頂きます。

※　“特定生産緑地の指定同意書”には、**実印**と**印鑑登録証明書**が必要となりますので、ご注意下さい。
※ 相続未登記の場合や、所有者が複数いる又は遠方にいる場合等は、指定同意書等の準備に相当の時間を要すると思われますので、ご注意ください。